

平成28年度第1回 新発田市地域公共交通活性化協議会 議事録

1 日 時 平成28年5月26日(木) 10:00~11:26

2 場 所 新発田市生涯学習センター 多目的ホール

3 出席者 ・協議会委員

下妻 勇会長、諸橋孝雄委員、高橋清吉委員、庭山與一委員(代理:大浦孝一) 福島晶子委員(代理:青野秀明)、吉田茂委員、倉島隆夫委員(代理:星野茂樹)、井上雅彦委員、長谷川芳三委員、大塚一彦委員、佐藤肇一委員、小松美保子委員、若月透委員(代理:久志田実)、佐藤弘子委員、馬場政雄委員、市野瀬節子委員(代理:松田和幸)、原祐司委員(代理:増子友幸)
以上17名

・事務局(市民まちづくり支援課)

高橋徳直課長、倉嶋貴史課長補佐、佐藤芙美子係長、宮村綾子主任、斎藤正太郎主事

4 会議概要

(1) 開 会

(2) 会長あいさつ

(3) 自己紹介

(4) 議 事

【第1号議案】新発田市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について
事務局から資料に基づき説明後、質疑に入る。

小松委員:規約第1条について、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため」となっているが、法律第6条第1項の規定では「地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための」と改められている。協議会において計画の作成段階のみならず、実施段階でも協議がすることができるということですので、法の趣旨に基づき第1条について変更していただけないか。

事務局:第5条の第2号で「計画の実施に関する」と規定させていただいており、その規定で改正内容を反映していると考えたものであるが、今回の規約改正については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正の趣旨に則った規約の改正であることから、小松委員のご意見のとおり、改正させていただきたい。

第1条の4行目「作成及び実施に係る協議を」に改正させていただきたい。

議長（会長）：小松委員からご指摘いただいた、P2の「地域公共交通網形成計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整」を「地域公共交通網形成計画の作成及び実施に係る協議」に修正の上で、ご質問、ご意見を願いたい。

久志田委員：別表の日本労働組合総連合会 新潟県連合会 下越地域協議会で「事務局次長」となっているが、「事務局長」と訂正いただきたい。

事務局：「事務局長」と訂正いたします。

以上の質疑の後、議長から諮り、全員異議なく承認された。

議長（会長）：なお、規約第6条第5項に基づき、副会長については新発田商工会議所事務局長の加藤委員に、監査員については新発田ハイヤー協会会長の庭山委員、NPO法人七葉の理事長の長谷川委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願います。

【第2号議案】平成27年度事業報告及び決算報告について

事務局から資料に基づき説明、長谷川監査員から監査報告後、質疑に入る。

（意見等なし）

議長から諮り、全員異議なく承認された。

【第3号議案】平成28年度事業計画（案）及び予算（案）について

事務局から資料に基づき説明後、質疑に入る。

議長（会長）：今年度、地域公共交通網形成計画を策定する。特にデマンド交通については、議会でも質問や地域からの要望が高い。お金もかかる話であるがデマンド交通の導入の方向も視野に今年度研究していきたい。

運転手の確保が厳しいという話を聞いた。現在の状況を聞かせてほしい。

高橋委員：人材については全国的に減少している。新潟県内では特に乗合バスの運転手不足が顕著である。若い方の成り手がなく、持続しないのが現状である。実態として、人が足りないと休みがとりにくく、1人当たりの運行時間が増えていく。2～3年後厳しい状況を迎える。

路線がなくなり、バスがあっても運転手がないという現状になりかねない。大型二種免許は21歳でなければ取れない。21歳になっても職業にする人が少ない。経費も40～50万かかると言われている。新たに今年度から補助制度がスタートする予定であるが、補助制度だけでは、運転手の確保が可能なのか。各事業者、いろんな意味で運転者を育てていくことが必須の条件である。公共交通を維持していくためにも人材確保が問題で

ある。

議長（会長）：昔はバスの運転手はあこがれの職業だった。厳しい状況のようである。

（意見等なし）

議長から諮り、全員異議なく承認された。

【第4号議案】地域公共交通確保維持改善事業について

地域内フィーダー系統確保維持計画について

事務局から資料に基づき説明、質疑に入る。

事務局：軽微な変更の取扱いについて、国補助に係る計画、生活交通確保維持改善計画については、経路や運行回数、運行日の変更ごとに、協議会の承認を経た上で、計画の変更手続きが必要となっている。ただし、要綱及び要領では、予め合意を得られている場合は、その都度の協議を省略できるとされている。軽微な変更の取扱いについて、書面協議を省略することができるようご了承をお願いしたい。

小松委員：P29の事業の目標であやめバスの年間利用者数は9.2万人以上となっているが、P19のあやめバス利用状況の利用者数ではH27が80,582人、H26が81,750人となっている。少々目標が高めではないかと感じたが、目標は目標として利用促進を図っていくということか。

事務局：H24年度から目標が10万人となっている。これをベースにH26年度から川東コミュニティバスの循環路線乗り入れに伴い、便数が減少となったことから、これに合わせて目標人数を92,000人とした。実際の利用者数に比べて、目標数が高いという質問だが、確かに現状から見ると、難しい状況である。しかし、あやめバスは、市内を循環しており、その回遊性を活かして市内の各施設のアクセスを確保する当市の地域公共交通の基幹となるものと考えている。目標達成が難しいが高い目標を設定し、利用促進等につなげていきたい。

事務局：事業計画にもあったが、平成30年の東中学校区の見直しをはじめ、各地域で公共交通の見直しを市として考えている。結節点は新発田駅とし、新発田駅まで地域の方を運んできて、そこであやめバスに乗って市内を循環していただくという位置づけでいる。ハードルは高いが、今後の公共交通の見直しを考える上で、9万人という目標を下げたくないという思いである。

議長（会長）：利用人数が落ちているようだが何か要因があるのか。

事務局：一つとして、今まで利用していた人たちの高齢化が進み、歩けなくなったりバスに乗れなくなったりして、離れていっていると思われる。また、新規の利用者を獲得できていない状況である。市としては、バスの乗り方教

室や、サマーフェスティバルでのバスの展示などで「バスが便利なので、乗ってみてください」と利用促進を図っていきたいと考えている。

事務局：平成26年度から川東コミバスが循環路線に乗り入れたことで、あやめバスの便数が減ったというのも大きな要因であると考えている。

議長（会長）：乗り入れなければ、それほど減っていないということか。

事務局：川東コミバスが乗り入れた時に、運行便数が減ったことと、時間の見直しも行った。その際、循環（乗ったまま2～3周）できた部分が少なくなったことで利用者が減ったと考えている。

議長（会長）：それについてどうしようと考えているのか。勢いだけではできない。課題があるのなら、どのように整理して利用率を上げていくのか。補助金などに頼らないでできるぐらいの志をもってやっていくのか。

事務局：立地適正化計画やこれからの公共交通網形成計画で予定しているアンケート等を通して利用者ニーズを把握し、運行の見直しにつなげていきたいと考えている。

以上の質疑の後、議長から諮り、全員異議なく承認された。

（5）その他

高橋委員：バスに関して、いろいろな角度で利用促進をしているが利用者が減少傾向にある。歯止めがかからない。原因が分からず難しい部分があるが地域の状況に応じていろいろな理由があると思っている。高齢者や学生など交通弱者に対して公共交通は必要不可欠なものと認識している。その辺の理解をお願いしたい。

公共交通網形成計画の部分については、まちづくりとともにやっていく計画となっているが、形成計画や実施計画を進めていく上で、バス事業者や運送事業者などいろいろな形態がある中、その辺の実情を加味していただいて、連携を図って、よりよい形で作成をお願いしたい。

どのような形であっても、人を乗せての事故は社会的影響が大きい。

日頃からの安全対策をお願いしたい。

議長（会長）：県立病院の渋滞についてである。

前回の会議で、FMしばたで渋滞情報を流してみてもどうかというご意見があったが、FMしばたからは実際に現場を見て実態を把握しないと放送できないとのことであった。

コミュニティバスの路線にテレビカメラを設置して、新庁舎内にできるFMしばたのサテライトからモニターで渋滞の状況を確認し、市民の皆さんにお知らせしたらどうかと考えたが、何か実証実験ができないものか。補助金や実証実験的なものがあったらアドバイスをいただきたい。

道路管理者の立場で何かないか。

吉田委員：新潟県で道路管理のために、監視カメラを設置しているが、その目的は、冬場の雪による渋滞、落雪の危険性があり交通規制が必要となるところなど道路状況を確認するためである。

監視カメラを設置するには県庁の道路管理課と協議が必要であるが、今回のケースでの設置は厳しいかと思う。

渋滞解消について、部内で話をした。原因は何か。駐車場に入る車が入れないので渋滞するのか。県道にどれだけの車が止まっているか。病院側の通路にシフトできないか。どうすればシフトできるのか。ひとつは駐車場の位置をもっと奥に移動する。車をためるスペースを病院の方につくれないか。

もうひとつは、駐車場に入るのに時間がかかっているので、1台しか機械がないので、もう1台あれば倍のスピードで入ることができるのでは。とにかくスムーズに入ることができれば、渋滞が緩和されるのではという意見があった。

議長（会長）：ゼブラゾーンがあるが渋滞している時は、それを無視して車がとまっている。入口ゲートを奥に移設できれば、吉田委員の言うとおりの県道で渋滞しないで、構内の中でなんとかなるのではないかと思う。病院局にお願いにいきたい。できる部分で何かをやっていかなければいけない。

吉田委員：実態として、何曜日の何時にどのくらい渋滞しているかをある程度の期間調べたらどうか。渋滞に規則性があれば、そういう曜日に迂回して通行してくださいとアナウンスするのも方法のひとつである。

議長（会長）：市でも1週間調査したが、もう少し長期間調査しないと分からない。内部で検討していきたい。

事務局：次回の協議会の開催は8月下旬を予定している。書面協議が必要な場合もあるのでご協力をお願いしたい。

（6） 閉 会